

第1回改定委員会

移動等円滑化促進地区における公共施設の整備方針

論点 ③

論 点

移動等円滑化促進地区内における公共施設の整備方針について、どう考えるか。

- ① コミュニティセンター等、小規模公共施設のバリアフリー整備方針整備方針について
- ② 小中学校のバリアフリー基準適合義務に対応する方針および、既存校舎に対するバリアフリー整備方針について

現 状

施設建設ときにバリアフリー法が整備されておらず、法対応が主に建築時に適用されることもありバリアフリー整備が行き届いていない施設が存在する。
“重点整備地区”の内外によるその後の整備差が大きい施設カテゴリーも存在する。

- ① コミュニティセンターについては、建設時に想定していた利用者層が、高齢者層へと移行してきており、近年バリアフリーに対する必要性は、ハード面・ソフト面ともに高くなって来ている。
- ② 公立小中学校については新たに、“特別特定建築物”に指定されたが、適合義務は建築時にのみ発生する。既存校舎について、体育館などは「避難所」や「選挙投票所」としても使用されており、バリアフリー対応が必要となっている。

方 向 性

“移動等円滑化促進地区”は、理念が示されるのみで、個別の事業計画を定めない仕組みであることから、既存公共施設において継続的にバリアフリー化が進展していくために、独自の施設整備方針の導入を検討する。

これには、ハード整備面だけでなく、心のバリアフリーや、バリアフリー情報提供など、ソフト拡充についても対象とする。

これらの整備により、バリアフリー法の基準に満たない(基準どおりには整備できない)場合でも、わずかでもバリアフリー進展に繋がっていくことを期待する。

参考：・各施設内に整備されている「バリアフリー設備」の位置を示す、管内案内図の作成
・スロープ設置が困難な施設への、移動型簡易スロープの配置と人的支援の仕組み
・各施設の最寄りバス停留所から、エントランスまでの誘導ブロックの整備 など